

大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団暴力団排除条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第34号。以下「条例」という。)及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪広域水道企業団規則第5号。以下「規則」という。)に基づき、条例第8条及び第9条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者を公共工事等から排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第4号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 規則第3条第1項第2号アからエに掲げる者をいう。
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格者 入札参加資格を有する者をいい、経常建設共同企業体(中小建設業が、継続的な協業関係を確保することにより、経営力・施工力を強化する目的で結成した共同企業体をいう。)及び特定建設共同企業体(大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体をいう。)を含む。
- (8) 審査会 大阪広域水道企業団競争入札審査会設置要綱(平成23年企契第69号)に定める審査会をいう。
- (9) 登録取下者 入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者をいう。
- (10) 下請負人 条例第8条第1号に規定する下請負人をいう。
- (11) 下請負人等 条例第8条に規定する下請負人等をいう。
- (12) 契約担当者 企業長又は大阪広域水道企業団会計規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号)第3条各項の規定により企業長から契約事務を委任された者をいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 企業長は、規則第3条第1項及び第2項の規定により、入札参加除外者(同条第1項に規定する入札参加除外者をいう。以下同じ。)の指定をするときは、審査会の議を経るものとする。

2 前項の規定による入札参加除外者の指定に係る措置要件は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定は、規則第7条第1項及び第4項の規定による指定の解除について準用する。

(注意喚起)

第4条 企業長は、条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下者に対し、必要な措置をとるべきことを喚起するものとする。

2 前項の規定による注意喚起は、通知により行うものとする。

第5条及び6条(削除)

(情報提供を受けた事業者の排除)

第7条 契約担当者は、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、下請負人が情報提供を受けた事業者に該当しないことを確認するものとする。

3 第1項の規定は、情報提供を受けた事業者を構成員とする特定建設共同企業体(規則第4条第4項に規定する団体をいう。)について準用する。

第8条(削除)

(契約の解除)

第9条 契約担当者は、条例第9条第1項第6号の規定に基づく当該契約の解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書違反者の指定等)

第10条 契約担当者は、規則第8条第1項の規定により誓約書を提出した元請負人又は規則第8条第3項若しくは第5項の規定により誓約書を提出した下請負人等が次項各号のいずれかに該当すると認めて、規則第9条第1項の規定により誓約書違反者(同項に

規定する誓約書違反者をいう。以下同じ。)を指定するときは、入札参加除外部会の議を経るものとする。

2 前項の規定は、規則第9条第2項の規定により次の各号のいずれも該当しなくなった誓約書違反者の指定の解除について準用する。

- (1) 規則第3条第1項第1号又は第2号
- (2) 規則第3条第1項第3号

(公表期間経過後の情報提供)

第11条

規則第6条(規則第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定により公表された入札参加除外者及び誓約書違反者に係る情報について、企業長は、当該公表の期間が経過した後においても、原則情報提供を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 削除

附 則(平成23年企契第854号)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成23年企契第1253号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年企契第962号)

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

附 則(令和2年企会第4093号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年企会第1911号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年企財第000479号)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。 (規則第3条第1項第1号及び第2号該当)
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をしたと認められるとき。 そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
5 入札参加資格者及びその役員等が、前各号の規定に該当する者であると知りながら、これを相手方として、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約を締結したと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)